

## 第21回 奈良県河川整備委員会 議事概要

1. 日 時：平成16年2月27日（金）14：30～17：00
2. 場 所：奈良商工会議所 5F 大会議室
3. 出席者：委員（敬称略）池淵周一、澤井健二、木村優、御勢久右衛門、荻野芳彦、  
北口照美、榊原和彦、伊藤章子（順不同・敬称略）  
奈良県 竹島河川課長 ほか

### 4. 議 事

#### (1) 第20回奈良県河川整備委員会の議事概要の確認

- ・第19回委員会議事概要の修正事項について了承を得た。
- ・事務局より、第20回委員会議事概要の説明。

#### (2) 河川管理者からの報告（住民意見聴取及び意見について）

#### (3) 布留飛鳥圏域 河川整備計画（原案・平成16年2月版=第3稿）の説明

- ・事務局より、住民意見聴取の方法、住民意見のとりまとめ状況中間報告、原案の修正について説明。

#### 【主な意見】

##### 《環境・利水・治水の記載順序》

→原案の通り、環境・利水・治水の順とする。

##### 《奈良県の管理する河川の目指すべき方向》

・「美しい風景を目指す」は、どうやって実現するのか。河川でできることは水辺空間をつくることである。結果として美しい風景を作り出す水辺空間を目指すということではないか。

→「自然と共生し、美しい風景を生み出す水辺空間を目指す」とする。

##### 《原案 「はじめに」》

・まえがきをつけてもらって大変わかりやすくなったが、「河川管理者が住民に川を与えるという姿勢ではなく、行政と住民が地域の環境である川や山に対して心をひとつにして何かものを作っていくんだ」という姿勢がこの整備計画に貫かれているということを書き加えて欲しい。

→住民参加型の川づくりに向けた意識改革、スタンスがもう少しできるように書き込むことで検討する。

・誰に読んでもらうのかということを考えるべき。「はじめに」では、その圏域の人が具体的な意識を持てるような文章表現を用いながら、もう少し説明を加えた方がよい。

・河川法の改正がなぜ行われたかや、河川整備のあり方が大きく変わってきたということをはっきり打ち出した方がよい。河川整備が、従来の治水や利水中心だったものが変わってきているんだということ理解してもらう必要がある。そういった理解が進むと住民から意見も出てくる。

→書き方については検討する。

##### 《利水について》

・利水について、「取水施設や取水量の把握に努め、継続的に水質や水量の把握に努める」という1行が全部の川について並んでいる。もう少し、川毎に利水状況など状況の違いがあるのではないか。

農業用のかんがい用水は、慣行水利権で、河川管理者としては非常に扱いにくいものであることは理解するが、環境や利用や生態系の保全を考えると、農業用の堰は障害になる。川毎に水利権や施設がどういうふうにあるかということ認識しているぞというメッセージはぜひ入れてもらいたい。今回は間に合わないかもしれないが、この辺りにも手を入れてほしい。

→今書ける範囲で言えば、本圏域の川に関する利水の現状と課題については川ごとに大きく変わるものではなく、ある程度似たような書きぶりにならざるを得ない。ただ水利用についてはそれぞれの川で特徴的な部分がないか検討し、表現を工夫してみる。

#### 《河川の利用について》

・親水施設を流域住民が活用するために、企画とか計画段階から参加して、地域で育てていくことのできる施設や整備をしていくべきであるということを書いていけば、もう少し私たちのための計画であるという気持ちになるのではないか。

#### 《原案と概要版について》

・原案は、行政向け、専門家、市民としても相当高い意識で取り組もうという人に読んでもらうためのものではないか。地域に密着した活動をする方には別の解説版のようなものが必要で、概要版をうまく工夫して活用すればどうか。

→今回示しているのは原案に対しての概要版であり、最終的に認可を得た整備計画については新たに概要版を検討したい。

#### 《奈良県の利水について》

・奈良県の水資源問題は和川水系の枠を超えた大きな問題であるが、この委員会に投げかけてもらいたい。特に、吉野川分水の農業用水の一部を上水道に転用したということも県民としては非常に関心の強いことでもあろうかと思う。ぜひ河川管理者が見た水系全体の水資源問題をこういうときに表現してもらいたい。

→そもそも許認可が国土交通省であり、我々の手に余るのかという気がしている。今後、国土交通省が開催する大和川や紀の川の流域委員会に問題提起する手段があれば、そういう形の方がいいのではないかと思う。

#### 《横断図について》

・河床高とか堤防高が示されているのだから、あとは横断の面積、あるいは河川の総幅員がわかればいい。この断面が河川空間の基本的な図になるのだから、図を描くのであればもう少し検討した上で描くべき。

あくまでも一般的な図だといいながら、全部現実にこういう川になっていることが問題である。

・整備計画の段階では、描くのは難しいのではないか。個々の河川を施工するときに詳細な設計をし、そのときに、きちっといろいろなことを考慮して、変化に富んだ川づくりをするということが明記してあれば良いのではないか。

・横断図と書いてあるからこの通りにするのだなと感じる。基本〇〇断面図とかにすれば良い。あるいは複数の案を描いておいて施行の段階では色々なことを考慮し最終的には相談しますと付記してあれば判りやすいのではないか。

・国に提出する資料として、こういう横断図で示しなさいという制約があるか。

→制約となっているかどうか、国土交通省に確認したい。我々が知る限り、国が作っている整備計画の内容を見ても、横断図のかたちで整理しているものが多い。

・横断図については、場合によっては委員会で少し手を入れていく必要があるのではないか。

・この委員会で議論するのは無理ではないか。施工の優先順位があって、地元の要望にも十分配慮する必要がある。我々がこういうものもいいと思っても地域が望んでいないものになる可能性が多分にあると思う。

・地先の要望を聞いたが故に利便性が優先し、文化とか歴史といった全体の系としての視点が入り込めなかったという場合もあったのではないか。河川整備委員会としては、ひとつの大きな働きかけとして、全体的な視点で考えるとこういう整備等があるべきというような意見を交えながら整備計画がつくられていくというスタンスを持ちたい。

→今回、一箇所一箇所、こういうふうにするということを議論するのはちょっと難しい。

横断図の描き方について、検討させていただきたい。

#### 総括意見

・「はじめに」というところの扱いと、横断図の扱いについて河川管理者側が検討をすること。(委員長)